

大田区では、

駅周辺で民営自転車等駐車を

設置し運営する方に、

その経費の一部を補助します

大田区民営自転車等駐車場育成補助金のご案内



大田区

# 大田区民営自転車等駐車場育成補助金について

大田区では、「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」(昭和 63 年条例第 12 号。以下、「条例」という。)第 35 条の規定に基づき、「大田区民営自転車等駐車場育成補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)を定め、放置自転車対策の一環として駅周辺で民営自転車等駐車場を設置し運営する方に、その経費の一部を補助しています。

## 1. 補助対象事業について（「要綱」第 2 条第 1 項）

1. 鉄道の駅からおおむね 300m 以内の地域にある自転車等駐車場
2. 施設の設備等が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できる自転車等駐車場
3. 5 年以上運営される自転車等駐車場
4. 自転車等の収容能力が、おおむね 30 台以上ある自転車等駐車場  
(原動機付自転車については、1 台につき自転車 1.5 台分として換算)

## 2. 補助対象外の事業について（「要綱」第 2 条第 2 項）

- 1 自転車駐車場の設置又は経営を目的とする財団法人で、国その他公共団体から寄付又は補助金を受けて設置・経営する自転車駐車場
- 2 「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」の第 23 条から第 26 条の規定の適用を受けて設置する自転車駐車場(附置義務部分)
- 3 遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業所等で、その利用者や従業員等のために設置する自転車駐車場※
- 4 鉄道事業者、その他鉄道関連業者が設置する自転車駐車場の維持管理  
(建設事業は、対象となります。)
- 5 この他、区長が補助事業の対象として不適当と見られる駐車場

※利用者や従業員等のための収容能力を確保したうえで、更に収容能力がおおむね 30 台以上ある場合、利用者や従業員等のための収容能力を除いた部分に補助を実施できる場合があります。詳細は担当までお問合せください。

### 3. 補助金の交付額について（「要綱」第3条）

建設事業に 対する補助金	①建設費(複合用途の施設は、自転車駐車場設置部分に限ります)の1/2の額 ②自転車1台当たりの基準単価70,000円に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ※①、②のうち、いずれか低い方の額となります。 ※限度額は、5,000,000円です。
維持管理に 対する補助金	①当該自転車駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額 ②立体構造で単独かつ専用施設である自転車駐車場の建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額 ※初交付年度から起算して5年間補助します。

※上記いずれの場合も、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

### 4. 申請・交付決定後の注意点（「要綱」第5～10条）

・補助金の交付申請は、建設事業については設置後 **1年以内** に、維持管理については **開設後** に行ってください。

※申請前にあらかじめお問合せ先まで必ずご相談ください。事前協議が必要です。

・「1.補助対象事業について」の規定に当てはまる駐輪場であっても必ずしも補助金の交付が受けられるとは限りません。

・ご相談の時期によっては、補助金の交付にお時間をいただくことが想定されます。

・申請の取り消し、工事内容の変更、中止、廃止をご希望の場合、お問合せ先まで速やかにご連絡ください。

## 5. 補助金交付までの流れ

### \* 建設事業の場合

#### 1. 事前相談

※計画内容に変更が生じた場合、速やかにご連絡ください。

※工事完了写真、領収書等工事費用の証明となるものは  
保管をお願いいたします。

#### 2. 事前協議書の提出

【提出書類（例）】

- (1) 事前協議書
- (2) 案内図・地積図（案内図に距離表示をすること）
- (3) 登記簿謄本写し
- (4) 土地一時使用契約書写し
- (5) 見積書
- (6) 誓約書

※誓約書は、5年の運営を約束するものと、補助金交付が認められなくとも異議申し立てをしないという内容のものとなります。

#### 3. 工事着手及び完了

#### 4. 補助金交付申請

※申請後、民営自転車等駐車場育成補助金交付・不交付決定通知書(「要綱」第6条規定、別記第2号様式)を区から交付します。

※交付決定後、管理方法の協議などを実施します。(「要綱」第7条)

【提出書類（「要綱」第5条規定）】

- (1) 民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書  
（「要綱」別記第1号）
- (2) 民営自転車等駐車場育成補助事業計画書  
（「要綱」別記第1号の2様式）
- (3) 工事見積書の写し

#### (4) 駐車場の位置及び規模が分かる図面

※駐車場の位置及び規模がわかる図面は建設費のみの申請であれば省略できます。

- (5) 建築確認通知書の写し（建築物設置の場合に限る）
- (6) 敷地等に関する権利を有していることを証する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

## 5. 実績報告書兼完了届

※ご提出後、民営自転車等駐車場育成補助金額確定通知書(「要綱」第 15 条規定、別記第 6 号様式)を区から交付します。

※ただし、「要綱」第 18 条の規定に当てはまった場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合があります。ご了承ください。

【提出書類 (「要綱」第 14 条規定)】

- (1) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書兼完了届(別記第 5 号)
- (2) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書(別記第 5 号の 2)
- (3) 領収書の写し等工事代金を支払ったことを証する書類
- (4) 検査済証の写し(建築物設置の場合に限る。)
- (5) 工事完成写真
- (6) その他区長が必要と認める書類

## 6. 補助金交付請求

【提出書類 (「要綱」第 17 条規定)】

民営自転車等駐車場育成補助金交付請求書  
(別記第 7 号様式)を使用して、補助金の請求をお願いいたします。

## 7. 運営状況報告

【提出書類 (「要綱」第 20 条規定)】

※「民営自転車等駐車場運営状況報告書」(「要綱」別記第 11 号様式)をご提出ください。

## \* 維持管理費の場合

### 1. 事前相談

### 2. 事前協議書の提出

【提出書類（例）】

- (1) 事前協議書
- (2) 案内図・地積図（案内図に距離表示をすること）
- (3) 登記簿謄本写し
- (4) 土地一時使用契約書写し
- (5) 見積書
- (6) 誓約書

※誓約書は、5年の運営を約束するものと、補助金交付が認められなくとも異議申し立てをしないという内容のものとなります。

### 3. 補助金交付申請

※申請後、民営自転車等駐車場育成補助金交付・不交付決定通知書(「要綱」第6条規定、別記第2号様式)を区から送付します。

※交付決定後、管理方法の協議などを実施します。(「要綱」第7条)

- (1) 民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書  
(「要綱」別記第1号)
- (2) 民営自転車等駐車場育成補助事業計画書  
(「要綱」別記第1号の2様式)
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 駐車場の位置及び規模が分かる図面
- (5) 建築確認通知書の写し（建築物設置の場合に限る）
- (6) 敷地等に関する権利を有していることを証する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

※(3) 工事見積書の写し、(5) 建築確認通知書の写し（建築物設置の場合に限る）は維持管理費のみの申請であれば省略できます。

## 4. 実績報告書兼完了届

※ご提出後、民営自転車等駐車場育成補助金額確定通知書(「要綱」第 15 条規定、別記第 6 号様式)を区から交付します。

※ただし、「要綱」第 18 条の規定に当てはまった場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合があります。ご了承ください。

【提出書類 (「要綱」第 14 条規定)】

- (1) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書兼完了届(別記第 5 号)
- (2) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書 (別記第 5 号の 2)
- (3) 領収書の写し等工事代金を支払ったことを証する書類
- (4) 検査済証の写し(建築物設置の場合に限る。)
- (5) 工事完成写真
- (6) その他区長が必要と認める書類

## 5. 補助金交付請求

【提出書類 (「要綱」第 17 条規定)】

民営自転車等駐車場育成補助金交付請求書

(別記第 7 号様式)を使用して、補助金の請求をお願いいたします。

## 6. 運営状況報告

【提出書類 (「要綱」第 20 条規定)】

※「民営自転車等駐車場運営状況報告書」(「要綱」別記第 11 号様式)をご提出ください。

# 自転車・バイクの放置をなくして 安全で住みよいまちづくり



京急平和島駅前自転車等駐車場



東急洗足池駅自転車等駐車場



東急武蔵新田自転車等駐車場



京急大鳥居駅前自転車等駐車場

## お問い合わせ・お申込先

大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課

交通安全・自転車総合計画担当

住所：大田区 蒲田 5-13-14

電話：03-5744-1390

FAX：03-5744-1527